

最高裁秘書第3051号

令和3年10月4日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和3年9月28日に答申（令和3年度（最情）答申第22号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和3年度（最情）諮問第5号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

諮詢日：令和3年4月23日（令和3年度（最情）諮詢第5号）

答申日：令和3年9月28日（令和3年度（最情）答申第22号）

件名：退職した裁判官又は裁判所職員の訃報に接した場合における最高裁判所の事務処理が書いてある文書の一部開示の判断に関する件

答申書

第1 委員会の結論

「退職した裁判官又は裁判所職員の訃報に接した場合における、最高裁判所の事務処理が書いてある文書（最新版）」の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、「弔慰基準表」と題する文書及び「訃報配布一覧」と題する文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和3年3月31日付で原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件対象文書の不開示部分（以下「本件不開示部分」という。）が本当に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条6号に規定する不開示情報に相当するか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件対象文書は最高裁判所長官及び最高裁判所事務総長が弔慰を示す際の参考として、一応の目安を記載した文書等であるところ、本件不開示部分には、弔電を打電する範囲や訃報を配布する範囲が記載されており、これらの情報は、公にすることで画一的な基準として運用されているような誤解を生じさせるな

ど、訃報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号に規定する事務支障に相当する。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った

- | | |
|-------------|---------------------|
| ① 令和3年4月23日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ 同年8月20日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ④ 同年9月24日 | 審議 |

第6 委員会の判断の理由

1 本件対象文書を見分した結果によれば、本件不開示部分には、弔電が打たれる範囲や訃報が配布される範囲が記載されていることが認められる。

そして、最高裁判所事務総長の上記説明によれば、これらの情報は、公にすることで画一的な基準として運用されているような誤解を生じさせるなど、訃報に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

弔事に関する事柄は、相手方との関わり等をしんしゃくして対応の要否や内容等が個別に決定されるという性質を有するものであるといえる。そうであるとすると、上記判断の一応の目安にすぎない情報が公にされると、当該事務の相手方のなかに誤解に基づいて不快の念を抱く者の生ずるおそれがあり、また、訃報に関する事務の担当者が個別の決定をするに際して困難を感じる事態が起きることも否定できない。したがって、訃報に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

よって、本件不開示部分は、法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

2 以上のとおり、原判断については、本件不開示部分が法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 門口正人

委員長 戸田雅子